

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文
 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正案	政府案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等</p> <p>第一節 調達価格及び調達期間（第三条）</p> <p>第二節 入札の実施等（第四条―第八条）</p> <p>第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等（第九条―第十五条）</p> <p>第四節 電気事業者の義務等（第十六条―第二十条）</p> <p>第五節 電力・ガス取引監視等委員会（第二十一条―第二十七条）</p> <p>第三章 電気事業者における費用負担の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等</p> <p>第一節 調達価格及び調達期間（第三条）</p> <p>第二節 入札の実施等（第四条―第八条）</p> <p>第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等（第九条―第十五条）</p> <p>第四節 電気事業者の義務等（第十六条―第二十条）</p> <p>第五節 電力・ガス取引監視等委員会（第二十一条―第二十七条）</p> <p>第三章 電気事業者における費用負担の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等（第三条―第七条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 電気事業者間の費用負担の調整</p>

調整（第二十八条―第三十八
条）

第四章 費用負担調整機関（第三十九条―
第六十六条）

第五章 調達価格等算定委員会（第六十七
条―第七十三条）

第六章 雑則（第七十四条―第七十九条）
第七章 罰則（第八十条―第八十七条）

附則

第二章 電気事業者による再生可能
エネルギー電気の調達等

第二節 入札の実施等

（入札を実施する大規模太陽光発電設備の
指定）

第四条 経済産業大臣は、供給することがで
きる太陽光電気（太陽光発電設備（太陽光

調整（第二十八条―第三十八条）

第四章 指定入札機関及び費用負担調整
機関

第一節 指定入札機関（第三十九条―第
五十四条）

第二節 費用負担調整機関（第五十五条
―第六十六条）

第五章 調達価格等算定委員会（第六十七
条―第七十三条）

第六章 雑則（第七十四条―第七十九条）
第七章 罰則（第八十条―第八十七条）

附則

第二章 電気事業者による再生可能
エネルギー電気の調達等

第二節 入札の実施等

（入札を実施する再生可能エネルギー発電
設備の区分等の指定）

第四条 経済産業大臣は、供給することがで
きる再生可能エネルギー電気の一キロワ

（第八条―第十八条）

第四章 費用負担調整機関（第十九条―第
三十条）

（新設）

（新設）

第五章 調達価格等算定委員会（第三十一
条―第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条―第四十三条）
第七章 罰則（第四十四条―第四十八条）

附則

（新設）

（新設）

を電気に変換する設備をいう。以下この項において同じ。）を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。次条第三項において同じ。）の一キロワット時当たりの価格（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施するものとして、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち太陽光発電設備であつてその規模が大きいものとして経済産業省令で定めるもの（以下「大規模太陽光発電設備」という。）を指定することができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重

ット時当たりの価格（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達

するものとする。

3| 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4| 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

5| 前三項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(入札実施指針)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、入札の実施に関する指針(以下「入札実施指針」という。)を定めなければならない。

2| 入札実施指針には、次に掲げる事項を定

価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

3| 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4| 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

5| 前三項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(入札実施指針)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、**当該指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針**(以下「入札実施指針」という。)を定めなければならない。

2| 入札実施指針には、次に掲げる事項を定

(新設)

めなければならない。

(削る)

- 一 入札に付する**大規模太陽光発電設備**の出力の量(第七条第三項及び第五項において「入札量」という。)
- 二 入札の参加者の資格に関する基準
- 三 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 四 供給価格の額の上限額(第五項及び第七条第三項において「供給価格上限額」という。)
- 五 入札に基づく調達価格の額の決定の方法
- 六 入札に付する**大規模太陽光発電設備**に係る調達期間
- 七 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限
- 八 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

めなければならない。

一 入札の対象とする**再生可能エネルギー発電設備の区分等**

- 二 入札に付する**再生可能エネルギー発電設備**の出力の量(第七条第三項及び第五項において「入札量」という。)
- 三 入札の参加者の資格に関する基準
- 四 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 五 供給価格の額の上限額(第五項及び第七条第三項において「供給価格上限額」という。)
- 六 入札に基づく調達価格の額の決定の方法
- 七 入札に付する**再生可能エネルギー発電設備の区分等**に係る調達期間
- 八 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限
- 九 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

3| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における**太陽光電気**の供給の量の状況、**大規模太陽光発電設備**の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

4| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければ

3| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における**再生可能エネルギー**電気の供給の量の状況、**再生可能エネルギー発電設備**の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

4| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めようとするときは、**当該入札実施指針に基づき実施される入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、**調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならない。ただし、入札実施指針のうち供給価格上限額については、入札の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公表しないことができる。

6| 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針（**第二項第五号**及び**第六号**に掲げる事項に係る部分に限る。）を国会に報告しなければならない。

7| 第三項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

（再生可能エネルギー発電事業計画の提出）

第六条 入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

ならない。ただし、入札実施指針のうち供給価格上限額については、入札の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公表しないことができる。

6| 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針（**第二項第六号**及び**第七号**に掲げる事項に係る部分に限る。）を国会に報告しなければならない。

7| 第三項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

（再生可能エネルギー発電事業計画の提出）

第六条 **入札実施指針において定められた再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る**入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

(入札の実施)

第七条 経済産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができる旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

2| 経済産業大臣は、前項の規定により入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札実施指針に従い、入札を実施しなければならない。

3| 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる**大規模太陽光発電設備**の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加

(入札の実施)

第七条 経済産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができる旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

2| 経済産業大臣は、前項の規定により入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札実施指針に従い、入札を実施しなければならない。

3| 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる**再生可能エネルギー発電設備**の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価

(新設)

者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

4| 経済産業大臣は、入札において、同価の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。

5| 前二項の場合において、最後の順位の落札者の**大規模太陽光発電設備**の出力と他の落札者の**大規模太陽光発電設備**の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする。

6| 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に係る電気の使用者の利益の確保を図る観点から供給価格以外の要素を勘案して落札者を決定することが特に必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、前三項の規定による方法以外の方法で落札者を決定することができる。

7| 経済産業大臣は、第三項又は前項の規定

の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

4| 経済産業大臣は、入札において、同価の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。

5| 前二項の場合において、最後の順位の落札者の**再生可能エネルギー発電設備**の出力と他の落札者の**再生可能エネルギー発電設備**の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする。

6| 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に係る電気の使用者の利益の確保を図る観点から供給価格以外の要素を勘案して落札者を決定することが特に必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、前三項の規定による方法以外の方法で落札者を決定することができる。

7| 経済産業大臣は、第三項又は前項の規定

により落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知しなければならない。

8| 経済産業大臣は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を公表しなければならない。

9| 入札に参加しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(削る)

(入札の落札者における調達価格等)

第八条 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における**大規模太陽光発電設備**に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

2| 第三条第十項及び第十一項の規定は、前項の調達価格等について準用する。この場

により落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知しなければならない。

8| 経済産業大臣は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を公表しなければならない。

9| 入札に参加しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

10| **経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定入札機関」という。)に、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行わせることができる。**

(入札の落札者における調達価格等)

第八条 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における**再生可能エネルギー発電設備**に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

2| 第三条第十項及び第十一項の規定は、前項の調達価格等について準用する。この場

(新設)

合において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第三条第七項」と読み替えるものとする。

第三節 再生可能エネルギー発電
事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

合において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第三条第七項」と読み替えるものとする。

第三節 再生可能エネルギー発電
事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

(新設)

(新設)

2| 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二| 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号ロにおいて同じ。）の氏名

三| 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四| 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五| 再生可能エネルギー発電事業の用に

2| 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二| 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号ロにおいて同じ。）の氏名

三| 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四| 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五| 再生可能エネルギー発電事業の用に

供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項

七 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑

供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項

七 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑

かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法人であつて、その役員のうちイに該当する者があるもの

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法人であつて、その役員のうちイに該当する者があるもの

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第七号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

ハ 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。

4 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものと

イ 申請が第五条第二項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

ハ 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。

4 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものと

する。

6 経済産業大臣は、第三項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（電気事業者の接続の請求に応ずる義務）

第十六条の二 電気事業者は、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者から、当該者が維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

する。

6 経済産業大臣は、第三項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（削る）

（一般送配電事業者等の接続の請求に応ずる義務）

第五条 一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該一般送配電事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二

一 当該再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2 電気事業者は、その事業の用に供する変電用及び送電用の電気工作物の設置並びにその能力を向上させるための措置その他の前項に規定する接続が円滑に行われるために必要な措置を講ずるものとする。

3 経済産業大臣は、電気事業者に対し、第一項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に
関し必要な指導及び助言をすることがで

項において同じ。)とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

二 当該一般送配電事業者等による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者等に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に
関し必要な指導及び助言をすることがで

きる。

4 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることが出来る。

5 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

6 第一項に規定する接続については、電気事業法第十七条第四項の規定は、適用しない。

(送電事業者の接続の請求に応ずる義務)

第十九条の二 第十六条の二の規定は、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者(以下単に「送電事業者」という。)について準用する。この場合におい

が出来る。

3| 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない一般送配電事業者等があるときは、当該一般送配電事業者等に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることが出来る。

4| 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた一般送配電事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該一般送配電事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

5| 第一項に規定する接続については、電気事業法第十七条第四項及び第二十七条の十第二項の規定は、適用しない。

(新設)

て、第十六条の二第六項中「第十七条第四項」とあるのは、「第二十七条の十第二項」と読み替えるものとする。

第四章 費用負担調整機関

(削る)

第三十九条から第五十四条まで 削除

第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関

調整機関

第一節 指定入札機関

(指定)

第三十九条 第七条第十項の指定(以下この

節において「指定」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、指定をしたときは、入札業務を行わないものとする。

(欠格条項)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 第五十条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

第四章 費用負担調整機関

(新設)

(新設)

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第四十一条 経済産業大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、入札業務の実施の方法その他の事項についての入札業務の実施に関する計画が、入札業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の入札業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎

(新設)

及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 入札業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて入札業務が不公正になるおそれがないものであること。

(入札業務規程)

第四十二条 指定入札機関は、入札業務に関する規程(以下「入札業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(新設)

(区分経理)

第四十三条 指定入札機関は、入札業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と入札業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(新設)

(業務の休廃止)

第四十四条 指定入札機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(新設)

(帳簿)

第四十五条 指定入札機関は、帳簿を備え、入札業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(新設)

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第四十六条 指定入札機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、入札業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(新設)

2 入札業務に従事する指定入札機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の選任及び解任)

第四十七条 指定入札機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(役員の解任命令)

第四十八条 経済産業大臣は、指定入札機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分違反したとき、第四十二条第一項の認可を受けた入札業務規程に違反する行為をしたとき、又は入札業務に関し著しく不適当な

(新設)

行為をしたときは、指定入札機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(適合命令等)

第四十九条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)に適合しなくなったと認めるときは、指定入札機関に対し、同条各号に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し等)

第五十条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一条第三号に適合しなくなったときは、指定を取り消さなければならない。

(新設)

(新設)

2 経済産業大臣は、指定入札機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて入札業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第二号に該当するに至ったとき。

二 第四十二条第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行ったとき。

三 第四十二条第三項、第四十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

(経済産業大臣による入札業務の実施等)

第五十一条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十四条の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定入札機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定入札機関が天災その他の

(新設)

事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定入札機関が第四十四条の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は前条の規定により経済産業大臣が指定入札機関の指定を取り消す場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公示)

第五十二条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- い。
- 一 指定をしたとき。
- 二 第四十四条の許可をしたとき。
- 三 第五十条の規定により指定を取り消

(新設)

し、又は同条第二項の規定により入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により、経済産業大臣が入札業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていない入札業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（指定入札機関がした処分等に係る審査請求）

第五十三条 指定入札機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定入札機関の上級行政庁とみなす。

（新設）

<p>2 電気事業者及び再生可能エネルギー電</p> <p>第七十五条 (略)</p> <p>(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)</p>	<p>(削る)</p>
<p>2 電気事業者及び再生可能エネルギー電</p> <p>第七十五条 (略)</p> <p>(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)</p>	<p>(規定の適用等)</p> <p>第五十四条 指定入札機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用については、第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「指定入札機関」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えて適用する第七条第九項の規定により指定入札機関に納められた手数料は、指定入札機関の収入とする。</p> <p>第二節 費用負担調整機関</p>
<p>2 電気事業者及び再生可能エネルギー電</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)</p>	<p>(新設)</p>

気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 **電気事業者及び送電事業者**は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者及び**送電事業者**が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講

気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物（**電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物**をいう。）の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 **電気事業者**は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 **一般送配電事業者等**は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。）について説明を求められた場合には、当該託送供給等について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー電気に係る託送供給等を円滑

ずるよう努めなければならない。

4 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第七十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは送電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関する報告をさせ、又はその職員に、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは送電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

4 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第七十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関する報告をさせ、又はその職員に、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

4 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第四十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関する報告をさせ、又はその職員に、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定入札機関に対し、入札業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定入札機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 (略)

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

い。

2 経済産業大臣は、第十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

3 (略)

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十二条 第六十二条又は第六十九条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 削除

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項、第十六条の二第五項（第十九条の二において準用する場合を含む。）、第十七条第二項、第十八条

6| 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十二条 第四十六条第一項、第六十二条又は第六十九条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第五十条第二項の規定による入札業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定入札機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

5| 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十四条 第二十六条又は第三十三条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第四十五条 第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

（新設）

第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条の許可を受けないで調整業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第七十六条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定入札機関又は調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条又は第五十九条の許可を受けないで入札業務又は調整業務の全部を廃止したとき。

二 第四十五条又は第六十一条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第七十六条第三項若しくは第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の許可を受けないで調整業務の全部を廃止したとき。

二 第二十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第四十条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

(見直し)

第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を踏まえてエネルギー政策基本法第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されること又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー

附則

(見直し)

第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を踏まえてエネルギー政策基本法第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されること又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー

附則

(見直し)

第十条 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されること又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー

ギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第三十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

4 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め第三十八条の予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 (略)

6 政府は、原子力発電施設により供給される電気の利用から再生可能エネルギー発

ギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第三十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

4 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め第三十八条の予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 (略)

(新設)

ギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

4 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め第十八条の予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 (略)

電設備により供給される電気の利用への
転換に資することとなるよう、電源開発促
進税の収入額のうち相当の額を充てるこ
とを含め再生可能エネルギー発電設備の
利用の促進及び安全の確保並びに再生可
能エネルギー発電設備による電気の供給
の円滑化を図る等のための措置（電気事業
者及び送電事業者によるその事業の用に
供する変電用及び送電用の電気工作物の
設置並びにその能力を向上させるための
措置に対する支援を含む。）に係る財源に
ついて速やかに検討を加え、その結果に基
づいて所要の措置を講ずるものとする。